

奈良県廃棄物処理計画 事業進捗概要



奈良県エコキャラクター
な～らちゃん

奈良県環境森林部

廃棄物対策課

令和7(2025)年2月

この調書は、奈良県廃棄物処理計画の計画体系に沿って、主な個別事業の進捗状況等と
りまとめたものであり、市町村及び県関係課等と情報を共有し、計画に掲げている施策・事
業の推進及び進捗管理に活用することを目的に作成したものである。

目 次

【施策の方向】	1
【現況・目標値（指標設定による評価）】	1
【主な事業の進捗概要】	2
1. 廃棄物の排出抑制の促進	2
1－1 「ごみゼロ生活」の推進	
1－2 食品ロス削減への対応	
1－3 技術・研究開発の促進（排出抑制・減量化）	
1－4 事業者の自主的取組の促進	
1－5 ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進	
2. 廃棄物の循環的利用の促進	4
2－1 各種リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の促進	
2－2 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進	
2－3 技術・研究開発の促進（再生利用）	
3. 廃棄物の適正処理の推進	7
3－1 排出事業者責任の徹底	
3－2 優良処理業者の育成	
3－3 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全	
3－4 有害廃棄物の適正処理の推進	
3－5 ごみ処理施設の安定的確保	
4. 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅	10
4－1 県民総監視ネットワークの推進	
4－2 プラスチックごみの削減	
4－3 使用済家電等の不適正処理対策の推進	
4－4 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進	
5. 災害廃棄物処理対策の推進	13
6. 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進	14
6－1 ごみ処理広域化の促進	
6－2 災害廃棄物処理対策の推進	
6－3 廃棄物の減量化・再生利用の促進	
6－4 不法投棄・使用済家電等対策の強化	

【施策の方向】

「ものを大切にする」意識をさらに醸成しながら、廃棄物対策の取組を通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指します。また、ごみを減らすことは、地域の生活環境だけでなく、景観や地球温暖化対策、生物多様性の保全など様々な環境課題に貢献できるものであり、「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなることから、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で、資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図ります。

重点的な取組として、県と市町村が連携して推進してきた奈良モデルによる「ごみ処理の広域化」のほか、食品ロス削減への対応やプラスチックごみの削減を図ります。

【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目		現況値				目標値 R7(2025)	小施策
			R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)		
ごみの減量化を評価する指標として活用	ごみの排出量	一人1日あたりのごみの排出量(一廃) (g/人・日)	883	883	861	R7.4 公表	821※ ¹ [R9]	廃棄物の排出抑制の促進
		産業廃棄物排出量(千t)	1,433	—	—	—	1,430※ ¹ [R9]	
	認知度	食品ロス問題をよく知っている人の割合(%)	36	54.1	42.2	47.7	90※ ² [R6]	
	リサイクル率(%)	一般廃棄物	15.8	15.8	15.7	R7.4 公表	19.3※ ¹ [R9]	廃棄物の循環的利用の促進
		産業廃棄物	41.7	—	—	—	44.8※ ¹ [R9]	
	一般廃棄物処理の広域化を評価する指標として活用		19	18	18	18	14 [R12]	県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進

※1 この目標値は、令和9(2027)年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

※2 この目標値は、令和7(2025)年度に策定する県食品ロス削減推進計画により見直す予定です。

【主な事業の進捗概要】

1. 廃棄物の排出抑制の促進

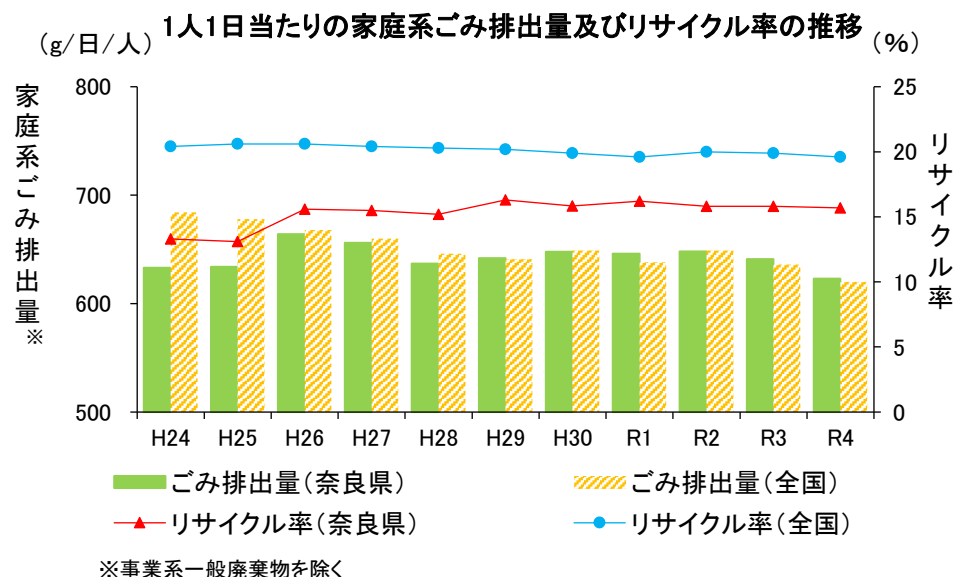
1-1 「ごみゼロ生活」の推進

(1) 環境にやさしいお買物キャンペーン（水・大気環境課）

奈良県環境県民フォーラム（令和5年度末現在：構成28団体）が、県内各地域の環境団体と連携して、平成17年度から毎年、3R推進月間（10月）に大型店舗等でキャンペーンを実施。令和5年度は、マイバック持参の啓発活動に加え、「てまえどり」の認知度についてのアンケートを実施。

(2) 市町村の取組事例（令和5年度）（廃棄物対策課）

- 資源ごみの集団回収を自主的にを行う団体への助成金交付（26市町村）
- 生ごみ処理容器設置費の補助（24市町村）
- 生ごみの堆肥化（5市町）
- 廃食用油の回収による石鹸・バイオ燃料化等（18市町村）
- 剪定枝・草木等の堆肥化（5市町）
- 剪定枝・草木等の薪・チップ・ペレット化等（12市町）



1-2 食品ロス削減への対応

(1) 消費者、事業者等への啓発及び未利用食品の活用推進（豊かな食と農の振興課）

奈良県食品ロス削減啓発イベントを開催。食品ロス削減啓発リーフレットの作成、飲食店等と連携した店舗でのポスター・POP 掲示による食品ロス削減の啓発を実施。

令和2年度からフードバンク活動を行う団体へ、活動の体制づくりや食品の受入・譲渡の拡充にかかる経費を補助。また、「奈良県食品ロス削減推進計画（令和3年3月策定）」に基づき取組を実施し、さらなる食品ロス削減に向けた取組を促進。令和4年度からは農産物のロス削減に向けて市場に流通しない規格外等の農産物について活用を図るため、農産物直売所を介したこども食堂等への農産物の提供を実施。



啓発リーフレット



食品ロス削減啓発ポスター・POP



こども食堂への農産物提供

1-3 技術・研究開発の促進(排出抑制・減量化)

(1) 公設試験研究機関による研究開発の促進

内 容	事業期間	所属
河川プラスチックごみの排出実態把握と排出抑制対策に資する研究 (国との共同研究)	R3～R5	景観・環境 総合センター
無潤滑加工を目指した切削工具用 DLC 膜の開発	H18～H19	産業振興 総合センター
生分解性プラスチックの耐久性及び成型加工性向上に関する研究	H19～H20	
金属材料を減量化するための薄板の超音波加振成形技術の開発	H25～H26	

1-4 事業者の自主的取組の促進

(1) 多量排出事業者による減量化計画策定・実施の促進 (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を排出する事業者※に、産業廃棄物処理計画及び実施状況を県に報告することを求め、これらを公表することにより、廃棄物の排出抑制等の自主的な取組を促進。

令和 5 年度： 計画書提出 413 社 実施状況報告書提出 419 社

(※ 500 トン／年以上の排出事業者、資本金 4,000 万円以上の建設業者、50 トン／年以上の特別管理産業廃棄物の排出事業者、許可病床数 150 床以上の事業者)

(2) 環境カウンセラーの派遣 (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

産業廃棄物の排出抑制等に取り組む事業者環境カウンセラー(環境省登録)を派遣・支援。平成 16 年度から令和 5 年度末までに県内 117 事業者に派遣。

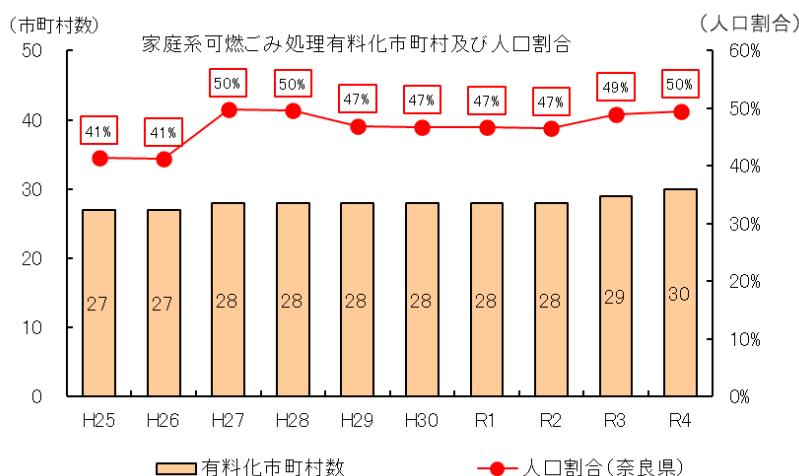
(3) 県庁舎における環境マネジメントシステムの推進 (水・大気環境課、脱炭素・水素社会推進課)

平成 26 年度から、ISO14001 認証に替えて、県独自の環境マネジメントシステムを導入し、庁内の事業・オフィス活動の管理(奈良県庁ストップ温暖化実行計画(第4次：H28～R2、第5次：R3～R7)の進捗管理、法的要求事項の遵守等)及び環境施策の進捗管理を実施。

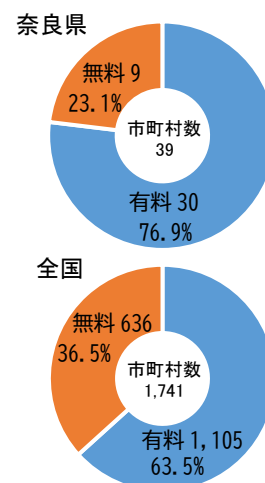
奈良県庁ストップ温暖化実行計画による廃棄物の発生量については、令和 4 年度で平成 25 年度と比較して 26.7%減(対前年度比 9.2%減)。

1-5 ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進

(1) ごみ処理有料化の促進 (廃棄物対策課)



家庭系可燃ごみ処理有料化状況
(令和4年度)



2. 廃棄物の循環的利用の促進

2-1 各種リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)の促進

(1) 県と市町村の連携・協働(奈良モデル)による廃棄物の減量化・再生利用の推進 (廃棄物対策課)

※産業廃棄物税事業

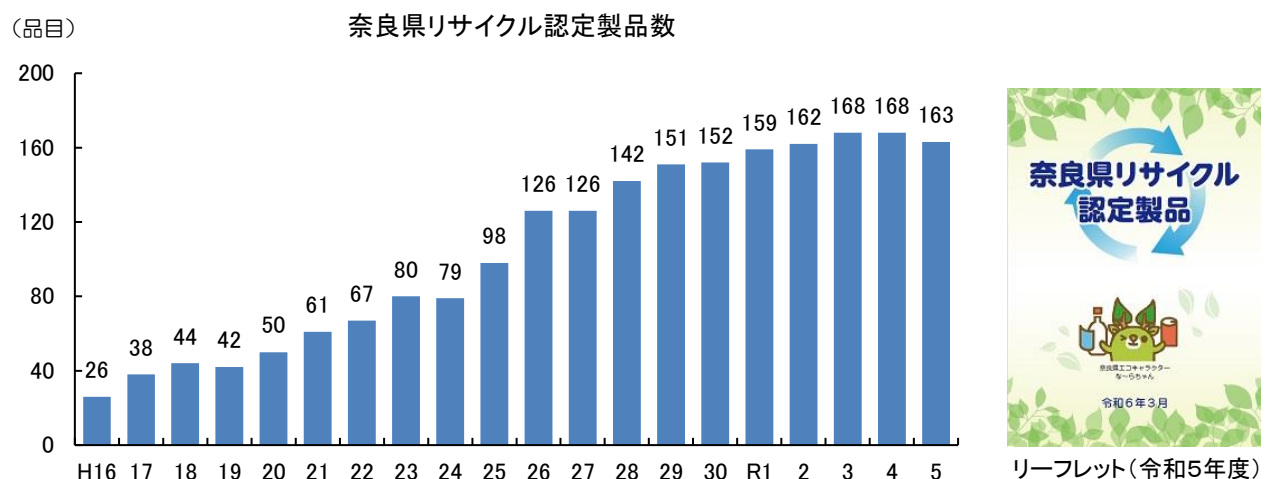
循環型社会推進「奈良モデル・プロジェクト」の一つとして、平成 27 年度から、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の個別具体的な事業推進を図るため、市町村職員を対象に専門研修や担当者ワーキング等を実施。

(2) 使用済小型家電リサイクルの促進 (廃棄物対策課)

使用済小型家電リサイクルを促進するための国の実証事業(H25~27)の成果等を活用して、令和 5 年度末時点で **32** 市町村(11 市 13 町 8 村)が使用済小型家電の分別回収を実施。

(3) 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大 (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

リサイクル製品の普及、リサイクル産業の育成を促進するため、県によるリサイクル製品の認定制度を平成 15 年度からスタートさせ、令和 5 年度末で、163 品目(土木資材等 145、木製品等 2、肥料等 3、その他 13)を認定。



2-2 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進

(1) 県・市町村等の処理施設における取組(例) (廃棄物対策課等)

- ごみ焼却施設の熱回収による発電
(大和郡山市、橿原市、桜井市、やまと広域環境衛生事務組合、山辺・県北西部広域環境衛生組合)
- ごみ焼却施設の熱回収による温水利用(奈良市 他 8 施設)
- し尿処理施設のメタンガス利用(奈良市、生駒市)
- 下水処理過程で発生するメタンガス利用(汚泥焼却炉等の燃料)(県浄化センター)
- 下水汚泥をセメント原材料として再資源化(県第二浄化センター)

(2)畜産堆肥の生産・流通促進（畜産課）

畜産環境アドバイザー、堆肥コーディネーターを養成し、畜産農家を対象に、家畜排せつ物の適正管理、良質な堆肥生産技術、流通促進を指導。平成 27 年度は、特殊肥料届出の指導及び堆肥生産情報のリニューアルを行い、堆肥製造者と利用希望者とのマッチングを推進。平成 28 年度は耕畜連携強化に向け現状把握のため畜産農家にヒアリング調査を実施。平成 29 年度には、畜産・耕種農家の関係団体及び県関係機関からなる「奈良県耕畜連携クラスター協議会」を設立し、良質堆肥の生産・適正施用を指導する体制を整備するため、堆肥・土壌分析装置の導入を支援（県補助）。平成 30 年度からは、現地調査による堆肥の効果検証、堆肥散布作業の省力化、各種講習会で堆肥利用の PR などに取り組み、耕畜のマッチングを推進し堆肥利用を促進。令和 5 年 2 月より「奈良県耕畜連携推進モデル会議」を立ち上げ、畜産堆肥利用を見込める稲 WCS の作付および需要拡大を目的に活動。

※稲 WCS・・・稲をわらごと刈り取り、発酵させた牛のえさ。稲ホールクロップサイレージ（Whole Crop Silage）の略で稲発酵粗飼料とも言われます。輸入の乾牧草の代わりに使用することができ、主食用米からの転作品目として、県内の栽培面積約 40ha のほとんどで堆肥散布がされています。

(3)稲わらの有効活用による資源循環型畜産の推進（畜産課）※産業廃棄物税事業

稲わらを家畜飼料として有効活用するとともに、畜産堆肥（家畜排せつ物）の利用促進を図るため、平成 27 年度からの 3 ヶ年において、稲わら収集及び堆肥散布を実施する作業受託組織（コントラクター）の立ち上げや、その活動を強化させるために必要となる機械の導入や施設の整備を支援（県補助）。以降、稲わら収集が円滑に行われるように、指導・支援。

2-3 技術・研究開発の促進(再生利用)

(1)排出事業者の研究開発、設備導入への支援（廃棄物対策課）※産業廃棄物税事業

県内の事業者が行う産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理の研究開発及び設備導入に係る経費の一部を補助（研究開発は平成 17 年度、設備導入は平成 22 年度から）。研究開発では、令和 5 年度末までに県内 26 企業に支援し、設備導入では、令和 5 年度末までに 15 企業に支援。（県補助）

(2) 公設試験研究機関等による研究開発の促進

内容	事業期間	所属
県浄水場より発生する汚泥を原材料とした水処理剤の開発	H24	景観・環境 総合センター
廃ガラスから多孔体浄化機能剤の開発	H18	薬事研究センター
吉野葛のでんぷん製造工程より廃棄される葛の根を用いた繊維の開発	H18～H19	産業振興 総合センター
こんにやく飛粉を用いたグルコマンナン繊維の開発	H18～H19	
セルロース系バイオマスを用いたバイオリファイナリー技術の開発	H20～H22	
循環型社会形成に向けた高機能プラスチックの開発	H23～H25	
廃棄果実、古紙からエタノールやオリゴ糖を生産する技術の開発	H24～H26	
容器リサイクル再生樹脂の高度利用について	H26～H29	
廃棄セラミックスの利活用に関する研究	H17	農業研究 開発センター
農産加工廃棄物を活用した県内循環型リサイクルシステムの構築支援	H18	
浄水沈泥(加圧脱水ケーキ)の水稻育苗用の利用技術に関する研究	H18～H21	
食品加工廃棄物を利用した有機質肥料の開発	H19	
樹皮のイチゴ高設栽培培地としての活用技術の開発と現地実証	H20～H21	
食品廃棄物由来の肥料を用いたリサイクル型野菜栽培技術の確立、実用化	H22～H23	
成分調整ペレット堆肥製造システムの開発と茶栽培への利用促進	H22～H23	
成分調整ペレット堆肥製造時の窒素、水分等成分リアルタイム推定技術の実用化	H24～H25	
食品加工廃棄物利用による耕作放棄地の早期再生技術の開発	H25	
食品残渣の家畜飼料化の実証展示	H24～H25	畜産技術センター
河川敷における刈草を活用した飼料自給率向上事業	H26～H27	
製材工場等から排出される樹皮からのセラミック炭の開発	H18	森林技術センター
解体木材の木質バイオマスとしての再利用技術開発	H19	
耐久性を付与したチップの製品開発	H20～H21	
竹材を主成分とするバイオマスプラスチックの開発	H22～H24	
林地残材を利用するための基礎的研究	H25	

3. 廃棄物の適正処理の推進

3-1 排出事業者責任の徹底

(1) 建物解体工事等の適正実施の指導・啓発等の強化(分別解体、アスベスト処理、再資源化等)

(技術管理課、水・大気環境課、廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

建設リサイクル法に基づく解体工事の届出(延床面積 80 m²以上)のあった工事のうち、年間約 1,500 件について、分別解体及び廃棄物の再資源化・適正処理を確保するため、平成 26 年度から、関係法令を所管する県土マネジメント部と環境森林部が役割分担と連携スキームを明確にして共管による監視パトロールを実施。

(2) 産業廃棄物管理責任者研修の実施 (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

県内の産業廃棄物排出事業者を対象に、平成 16 年度から、廃棄物の適正処理を確保するための専門研修を実施。令和 5 年度の受講者は 143 名。(令和 5 年度までの受講者：2,452 名)

(3) 建設系廃棄物の適正処理に関する研修等の実施

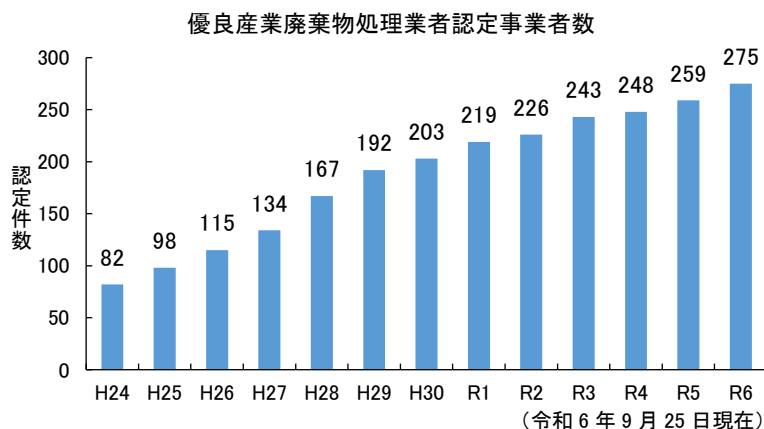
(技術管理課、連携：水・大気環境課・廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

平成 20 年度から、建物解体工事の分別解体や建設工事で発生する廃棄物の再資源化、適正処理を確保するため、関係団体((一社)奈良県建設業協会、(一社)奈良県解体工事業協会)と連携して、講習会を開催(年2回)。令和 6 年度の受講者数は 132 名。

3-2 優良処理業者の育成

(1) 優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及促進 (廃棄物対策課)

平成 23 年度から、優良産業廃棄物処理業者認定制度により、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産業廃棄物処理業者を優良業者として認定。



(2) 優良産業廃棄物処理業者育成研修の実施 (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

県内の産業廃棄物処理業者を対象に、平成 16 年度から、法制度や技術的観点から専門研修を実施。令和 5 年度の受講者は 84 名。(令和 5 年度までの受講者：1,906 名)

3-3 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全

(1) 市町村が実施する地域環境対策への支援（廃棄物対策課）※産業廃棄物税事業

市町村が実施する産業廃棄物最終処分場周辺の環境調査や不法投棄防止対策等の支援（県補助）。

【令和5年度 実施市町村】

- 最終処分場周辺環境調査（水質、臭気）3市町 ○最終処分場周辺環境整備（道路補修等）4市
- 不法投棄防止対策（看板、監視カメラ等）9市町村 ○地域活動支援（環境イベント等）6市町村

(2) 監視パトロールの実施（水・大気環境課、廃棄物対策課、景観・自然環境課）※産業廃棄物税事業

県景観・環境総合センター職員が産業廃棄物処理施設等の監視パトロールを平日・毎日実施するとともに、土日祝日・早朝夜間の監視パトロールを民間業者に委託して実施。

(3) 一般社団法人奈良県産業廃棄物協会による指導啓発（廃棄物対策課）※産業廃棄物税事業

一般社団法人奈良県産業廃棄物協会が産業廃棄物処理業者に対して、法制等の周知・指導、及び施設への立入指導（約20業者／年）を実施（県補助）。

3-4 有害廃棄物の適正処理の推進

(1) PCB廃棄物等の掘り起こし調査及び計画的処理の推進（廃棄物対策課）※産業廃棄物税事業

PCB 汚染廃電気機器（変圧器、コンデンサー等）は、PCB 特別措置法に基づき国が定めた※処理期限までに適正処分することとなっている。県は、ホームページやリーフレット等による周知を図るとともに、期限内の適正処理を促進するため、平成26年度から関係事業所に対する調査を実施している。平成30年度には、高濃度PCB廃棄物アンケート送付により、安定器を対象とした掘り起こし調査を実施した。

県に届出のあったPCB汚染廃電気機器について、立入調査及びJESCO等関係機関との調整を行い、令和5年度末現在、変圧器は100%（102台）が、コンデンサーは100%（1,958台）が適正処分されている。

※処分期限 高濃度PCB廃棄物（変圧器、コンデンサー、安定器、汚染物等）：令和8年3月31日

低濃度PCB廃棄物：令和9年3月31日

(2) 微量PCB汚染廃電気機器の適正処理の促進（廃棄物対策課）

絶縁油の再生過程や機器のメンテナンス時に微量のPCBが混入した疑いのある「微量PCB汚染廃電気機器等」は、機器の廃棄時等に分析検査を行い、PCBが0.5mg/kgを超えて検出されれば、届出のうえ適正に処分又は保管するように指導している。平成21年度から平成23年度の3カ年で、この分析検査費用を補助（補助台数562台のうち141台がPCB廃棄物であることが判明）。平成24年度以降も、微量PCB汚染の疑いのある廃電気機器については、事業者等に分析検査（自己負担）の実施を促し、適正保管・処理を指導している。

3-5 ごみ処理施設の安定的確保

(1)最終埋立処分場（廃棄物対策課）

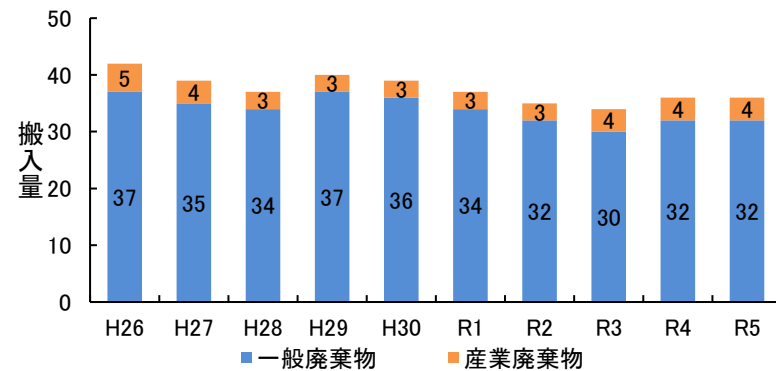
		埋立容量 (能力)	埋立済量	残存容量
一般廃棄物処理施設 (※民間除く)	奈良県 (R4年度末)	210 万m ³	149 万m ³ (71%)	61 万m ³ (29%)
	全国 (R4年度末)	472 百万m ³	375 百万m ³ (79%)	97 百万m ³ (21%)
産業廃棄物処理施設	奈良県 (R4年度末)	368 万m ³	145 万m ³ (39%)	224 万m ³ (61%)
	全国 (R3年度末)	829 百万m ³	657 百万m ³ (79%)	172 百万m ³ (21%)

※奈良県の年間埋立容量(※覆土含む)：一廃(R4年度)：10 千m³/年、産廃(R4年度)：103 千m³/年

(2)大阪湾フェニックス計画の推進（廃棄物対策課）

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画（大阪湾フェニックス計画）では、埋立期間は平成元年度から約 44 か年とされている。

(千トン) 大阪湾フェニックス処分場への奈良県内からの搬入量



大阪湾フェニックスセンター
(大阪沖埋立処分場)

(3)市町村等による処理施設の計画的整備(ごみ焼却施設、し尿処理施設)（廃棄物対策課）

		建替(新設含む)	大規模修繕
ごみ焼却施設	計画	奈良市 宇陀地域	—
	着工	香芝・王寺環境施設組合 山辺・県北西部広域環境衛生組合	桜井市 生駒市
	竣工	葛城市(H29.3) やまと広域環境衛生事務組合(H29.6) さくら広域環境衛生組合(R5.9)	大和郡山市(H30.3)
し尿処理施設	計画	—	奈良市
	着工	—	—
	竣工	—	大和郡山市(H29.3) 宇陀衛生一部事務組合(R6.3)

令和6年3月末現在

4. 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

4-1 県民総監視ネットワークの推進

(1) 地域環境保全推進員による活動促進（廃棄物対策課）

廃棄物の不法投棄等を防止するための「地域の見張り番」として、各市町村に、地域環境保全推進員を委嘱（知事委嘱）。令和5年度は85名。主な活動は、廃棄物の不法投棄等に関する情報収集・報告、地域での巡回監視など。

【地域環境保全推進員から県への通報件数】

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件 数	61	70	88	71	70	49

(2) 「不法投棄見張り番」協力団体等との連携（廃棄物対策課）

県内の民間団体及びその会員事業所等に「不法投棄見張り番」として協力を得るため、県は、平成20年度に10団体と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定書」を締結。

※10団体：（一社）奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、（一社）奈良県建設業協会、（一社）奈良県解体工事業協会、（公社）奈良県トラック協会、（一社）奈良県タクシー協会、奈良県農業協同組合、奈良県森林組合連合会、（一社）奈良県銀行協会、（公社）日本新聞販売協会奈良県支部

(3) 不法投棄ホットラインの運営（廃棄物対策課）

不法投棄や野外焼却等の情報提供を県民から得やすくするため、平成20年度から、フリーアクセスの不法投棄ホットライン（0120-999-381「こちら きゅうきゅう さんぱい」）を県景観・環境総合センターに設置・運営。

【廃棄物の不適正処理に関する通報件数】

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件 数	197	117	150	102	74	91

【不法投棄・不法焼却の発生件数】

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
不法投棄	47	80	50	45	42	57
不法焼却	53	31	47	23	14	14

※県景観・環境総合センターによる認知件数（産業廃棄物）

(4) 警察との連携によるスカイパトロール、路上調査の実施（廃棄物対策課） ※産業廃棄物税事業

産業廃棄物等の不適正処理や不法投棄、野焼き等を監視するため、県警ヘリコプターによる上空からのパトロールを実施（年12回）。また、産業廃棄物の適正処理を促進するため、収集運搬車両を対象とした路上調査を関連自治体と合同実施。



奈良県警察ヘリコプター「あすか」

4-2 プラスチックごみの削減

(1) 県内の河川から海にプラスチックごみを流さない取組の強化（廃棄物対策課）

プラスチックごみ発生抑制及び河川へ流出抑制の意識啓発のため、プラスチックごみの組成調査を実施し、啓発パンフレットを作成（令和2年度）。令和5年度は、ショッピングモールでの啓発イベントを開催。



啓発パンフレット

4-3 使用済家電等の不適正処理対策の推進

(1) 奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進 (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

廃棄物の不法投棄や使用済家電等の不適正処理に係る対策の検討・強化を図るため、平成 24 年 7 月に県と全市町村参加による「奈良県使用済家電等対策連絡会」を設置。立入検査マニュアルを作成・共有し、毎年度、国・県・市町村の合同チームによる県内一斉の立入指導を実施している。

立入指導事業所：令和5年度1事業所、令和4年度3事業所、令和3年4事業所、令和2年度 10 事業所

令和元年度7事業所、平成 30 年度 16 事業所、平成 29 年度8事業所

【使用済家電製品の不法投棄の発生台数(県内)】

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
エアコン	8	9	4	5	5	8	12	9	4	10	4
テレビ	718	408	395	391	268	248	244	207	265	220	168
冷蔵庫・冷凍庫	232	168	156	139	132	128	137	125	167	115	101
洗濯機・乾燥機	44	38	31	33	53	70	109	57	64	56	52
計	1,002	623	586	568	458	454	502	398	500	401	325

出典) 環境省「廃家電の不法投棄等の状況について」

4-4 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進

(1) 「不法投棄ゼロ作戦」推進キャンペーン (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

【令和 6 年度】

○強化週間：令和 6 年 11 月 4 日（月）から 11 月 10 日（日）

○内容：啓発ポスター優秀作品の表彰、啓発広告の掲載、
特別パトロールの実施

○実施主体：奈良県不法投棄ゼロ作戦推進キャンペーン実行委員会

「不法投棄ゼロ作戦」推進大会

※平成 17～29 年度まで毎年開催（平成 23 年度中止）



不法投棄ゼロ作戦啓発ポスター(令和6年度)

(2) 環境パトロール・「環境の日」イベント (廃棄物対策課、水・大気環境課) ※産業廃棄物税事業

環境月間（6 月）の啓発事業として、県・県警・市町村・関係団体等が協働で、県内各地の環境パトロール、及び「環境の日」イベント（高の原イオン）を実施。毎年、約 200 名参加。



環境パトロール・「環境の日」
イベント出発式(R6.6)

(3) 一般社団法人奈良県産業廃棄物協会による不法投棄物の一斉撤去 (廃棄物対策課)

※産業廃棄物税事業

毎年 3 月に、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会が市町村と連携して、不法投棄物の一斉撤去を実施（県補助）。

(4)メディア広報（廃棄物対策課）※産業廃棄物税事業

環境月間（6月）、不法投棄撲滅強化月間（11月）、不法投棄物一斉撤去の時期（3月）を重点広報期間とし、テレビCMの放送及び新聞広告の掲載により不法投棄撲滅の啓発を行っている。

(5)関連イベント

①クリーンアップならキャンペーン（水・大気環境課）

【令和6年度】※昭和57年度から毎年度開催

○開催日：令和6年11月23日（土）

○開催場所：県内に18コース（清掃活動）と落書消去1箇所

○参加人数：約9千人

○実施主体：親切・美化奈良県民運動推進協議会、

「小さな親切」運動奈良県支部、

なら落書き防止活動ネットワーク

奈良県



クリーンアップならキャンペーン出発式

②大和川一斉清掃（水・大気環境課、河川整備課、下水道マネジメント課）

毎年3月に、流域の各地域において、国・県・市町村と地域住民・民間団体・企業等が連携して、一斉清掃を実施。

③川の清掃デー（水・大気環境課、河川整備課、下水道マネジメント課）

毎年7～8月に、国、市町村、団体等と連携して啓発・体験型イベントを実施（「山」と「川」の学校（水生生物観察、森林セラピーなど）、大和川源流体験ツアー、川の清掃デーなど）。



大和川一斉清掃(R6.3)

④吉野川マナーアップキャンペーン（水・大気環境課）

毎年、7月第3土曜日から8月31日まで、県及び吉野川流域7市町村が一体となって、行楽客やキャンプ客、釣り客等に対し、ごみの持ち帰りのマナー向上を呼び掛ける啓発活動を実施。令和6年度は、吉野川上流（川上村、東吉野村）から中流（大淀町、五條市）までの間で啓発・清掃活動を行った。

参加市町村：五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、川上村、東吉野村

⑤「吉野川を守る会」河川愛護キャンペーン（景観・自然環境課）

毎年8月に、「吉野川を守る会」の構成団体（県、流域7市町村、関係機関・団体）が連携して、流域のキャンプ場等を巡回して、河川美化の呼びかけを実施。

5. 災害廃棄物処理対策の推進（廃棄物対策課）

県は、平成 21 年 8 月に、関係団体（一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県解体工事業協会※¹、一般社団法人奈良県建設業協会）と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」及び「地震等大規模災害時における解体撤去等の協力に関する協定書」を締結。

また、紀伊半島大水害を教訓に、県・市町村長サミット「奈良モデル検討会」において、災害時の廃棄物処理に係る広域的な相互支援について検討され、平成 24 年 8 月に、県と県内全市町村及び関係一部事務組合により「災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書」が締結された。

その後、平成 27 年度に策定した「奈良県災害廃棄物処理計画」に基づき、県・市町村等の広域的な相互支援体制の整備等を促進、市町村計画の策定促進等を目的とした「奈良県災害廃棄物対策連絡会（県・市町村担当部課長会議）」を設置（平成 28 年 6 月）。また、平成 29 年度には、「災害廃棄物対策本部」を新たに地域防災計画に位置づけるとともに、大規模災害発生時に被災市町村を緊急的に支援するため、「奈良県災害廃棄物処理緊急支援要員」（県職員対象）を任命するなど、大規模災害に備えた体制整備を進めている。

また、体制をより実効的なものにするため、平成 28 年度から災害廃棄物処理に特化した県・市町村合同による教育・訓練（基礎研修、ワークショップ、図上演習※²）を継続的に実施している。

※¹ 一般社団法人奈良県解体工事業協会との協定については、「被災した建築物等の解体・撤去等」を定めた現協定に、新たに「災害発生直後の 72 時間を目途とした被災者を救出するために行う建築物等の解体・撤去等」の項目を追加、統合し、平成 29 年 6 月に新協定として締結。（防災統括室所管）

※² 災害廃棄物関係者を主な対象とし、模擬的な大規模災害を想定した上で、災害廃棄物の処理に関する判断・議論を行う机上演習。

【県・市町村合同「教育・訓練」】

<令和3年度>

○第 1 回 令和 3 年 12 月 16 日：災害廃棄物対策の基礎、ワークショップ 参加者 24 名（県 8 名、市町村等 16 名）

○第 2 回 中止

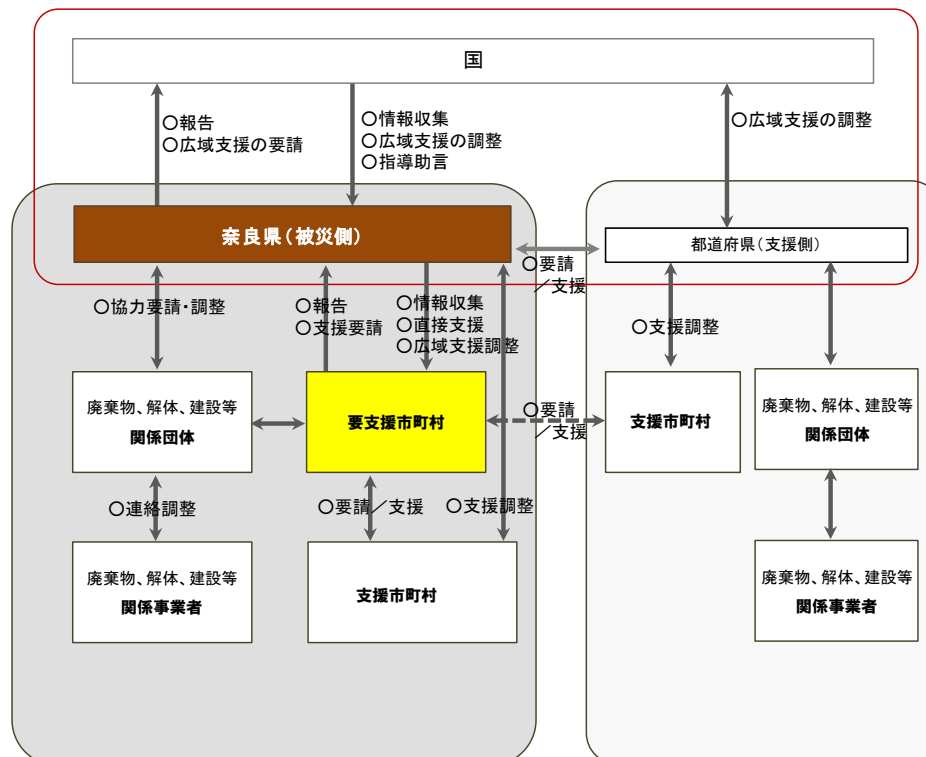
<令和4年度>

○第 1 回 令和 4 年 12 月 19 日：図上演習 参加者 35 名（県 20 名、市町村等 15 名）

<令和5年度>

○第 1 回 令和 6 年 2 月 13 日：図上演習 参加者 35 名（県 10 名、市町村等 27 名）

【県内及び県外との支援体制(イメージ)】



6. 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進

6-1 ごみ処理広域化の促進 (廃棄物対策課)

安定的なごみ処理の継続及び市町村の行財政運営の効率化を図るため、奈良モデル（県・市町村連携）プロジェクトとして、ごみ処理の広域化を促進している。平成 29 年度に「やまと広域環境衛生事務組合」において、令和 5 年度に「さくら広域環境衛生組合」において、新たな広域施設が竣工した。また、平成 30 年度には、橿原・高市郡地域において広域処理に係る協定が締結された。さらに、現在、平成 28 年 4 月に設立された「山辺・県北西部広域環境衛生組合」、令和 5 年 10 月に設立された「宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会」の県内 2 地域で広域化の動きが進んでいる。

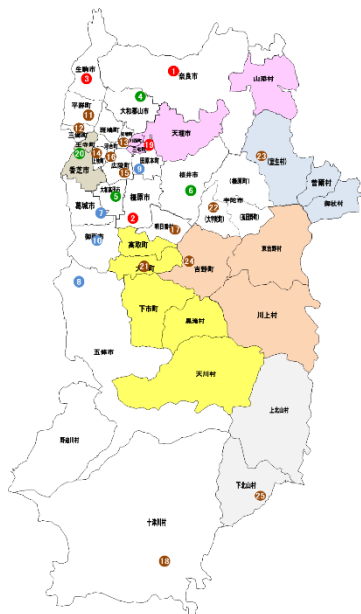
これまで県は、県・市町村長サミット等での情報共有を図りながら、広域化の枠組み（市町村構成）調整や、関係市町村による実現化に向けた専門的な調査への支援を行い、平成 28 年 4 月には、本県独自の施策として、ごみ処理広域化を促進するための「奈良モデル」補助金制度を創設・施行した。

現在進められている 2 地域の広域化の実現により、焼却施設数が約 4.4 割減（25 施設→14 施設）、1 施設当たりの処理人口規模が約 1.7 倍（5.6 万人/施設→9.5 万人/施設）になると見込まれる。

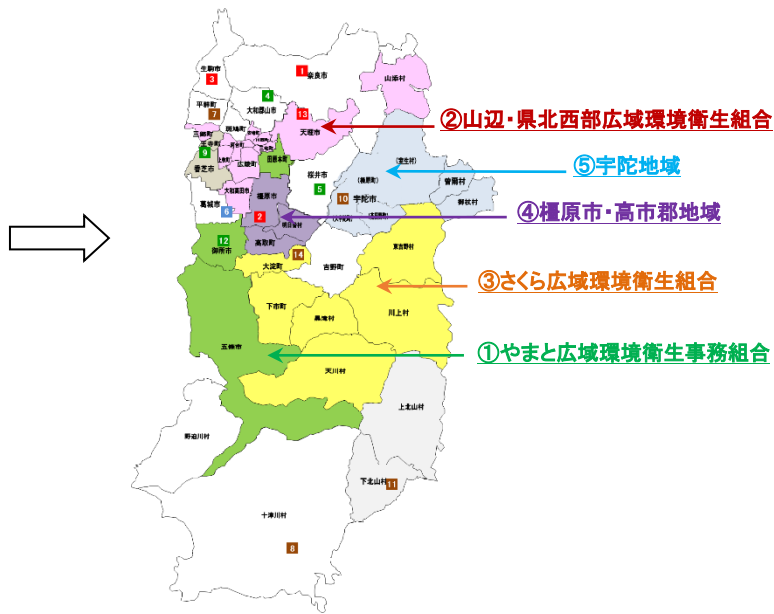
【広域化の動き】

- ①やまと広域環境衛生事務組合（平成 24 年 8 月設立）：構成 3 市町（五條市、御所市、田原本町）
○進捗：平成 29 年 6 月竣工。令和元年 6 月中継施設（五條市）竣工。
- ②山辺・県北西部広域環境衛生組合（平成 28 年 4 月設立）
：構成 10 市町村（大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町、河合町）
○進捗：平成 28 年度から環境影響調査、基本設計に着手。令和 6 年 3 月中継施設（上牧町）竣工。
- ③さくら広域環境衛生組合（平成 28 年 4 月設立）：構成 6 町村（大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村）
○進捗：平成 28 年度から基本計画、基本設計等を行い、令和 2 年度に施設整備等に着手。
令和 5 年 10 月稼働。
- ④橿原市・高市郡地域：構成 3 市町村（橿原市、高取町、明日香村）
○進捗：「一般廃棄物（可燃ごみ）の処理に関する協定」締結（平成 30 年 11 月）。高取町（平成 31 年 1 月～）、明日香村（平成 31 年 4 月～）のごみを橿原市の既存施設で処理開始。
- ⑤宇陀地域：構成 3 市村（宇陀市、曾爾村、御杖村）
○進捗：宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会設立（令和 5 年 10 月）

◆平成 27 年度末時点【25 施設】



◆新たな広域化(想定)【14 施設】



6-2 災害廃棄物処理対策の推進 (再掲 13 ページ参照)

6-3 廃棄物の減量化・再生利用の推進 (再掲 4 ページ参照)

6-4 不法投棄・使用済家電等対策の強化 (再掲 11 ページ参照)